

公益財団法人飯島藤十郎記念食品科学振興財団
役員、評議員及び顧問の報酬等並びに費用に関する規程

平成 24 年 11 月 13 日制定
平成 28 年 6 月 20 日一部改正
平成 29 年 3 月 13 日一部改正
2020 年 6 月 22 日一部改正
2024 年 4 月 1 日一部改正

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 197 条において準用する第 89 条、同第 105 条及び第 196 条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条 13 号、定款第 15 条、第 31 条及び第 43 条第 5 項ないし第 7 項の規定に基づき、公益財団法人飯島藤十郎記念食品科学振興財団（以下「本財団」という。）の役員、評議員及び顧問の報酬等並びに費用の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは定款第 11 条第 1 項に定める評議員をいう。
- (2) 役員とは定款第 25 条第 1 項に定める理事及び監事をいう。
- (3) 顧問とは、定款第 43 条第 1 項に定める顧問をいう。
- (4) 常勤役員とは、役員のうち、本財団を主たる勤務場所とするものをいう。
- (5) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (6) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与其他の職務の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費交通費（宿泊費を含む）、通勤手当、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 本財団は、役員、評議員及び顧問に対し、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 本財団は、常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職慰労金を支給することができる。
- 3 役員、評議員及び顧問は前各項の規定にかかわらず、報酬等の受取を辞退することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員に対する報酬は、別表1の(1)に基づき、評議員会の決議によって定めるものとする。

2 非常勤役員、評議員及び顧問に対する報酬は別表1の(2)に基づき支給する。

3 常勤役員に対する退職慰労金は、別表2に基づき算定し、評議員会の決議によって定めるものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額報酬及び賞与をもって支給するものとし、月額報酬は毎月一定の定まった日に支払うものとする。非常勤役員、評議員及び顧問にあっては、必要の都度、支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 本財団は、役員、評議員及び顧問がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤手当を支給する。

(公表)

第8条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則 この規程は、公益財団法人への移行の登記の日から施行する。

附則 1 この規程は、平成28年6月20日から施行する。

- 2 改正前の役員、評議員及び顧問の報酬等並びに費用に関する規程に基づく常務理事の報酬に関する評議員会の決議内容は、改正後のこの規程に基づく決議内容とみなす。

附則 この規程は、平成 29 年 3 月 13 日から施行する。

附則 この規程は、2020 年 6 月 22 日から施行する。

附則 この規程は、2024 年 4 月 1 日から施行する。

(別表 1) 役員、評議員及び顧問の報酬額

- | | |
|--|-----------------|
| (1) 常勤理事 | 年間総額 1,300 万円以内 |
| 常勤監事 | 年間総額 1,000 万円以内 |
| (2) 非常勤役員、評議員及び顧問 | |
| ① 評議員会及び理事会への出席（決議の省略の方法で意思表示を行う場合を含む）並びに本財団が主催するその他の会議、行事等に出席する都度、一人 1 日当たり 20,000 円（源泉所得税（復興特別所得税を含む）控除後の金額）を支給する。 | |
| ② 同一の日において、会議又は行事が 2 回以上開催される場合は、上記①の報酬は重複して支給しないものとする。 | |
| ③ 本財団が主催する講演会の演者等を務めた場合は、別に定める、謝金及び費用に関する規程の別表に定める額を支給することができる。 | |

(別表 2) 常勤役員に対する退職慰労金

- ・ 下記の算式をもって額を算定する。なお、特に功労があった常勤役員に対しては下記の算式をもって算定した退職慰労金の額の 30%を超えない範囲で功労金を加算して支給することができる。

$$\text{退職慰労金の額} = \text{退任時の報酬月額} \times \text{在任期間（年数）} \times 1.2$$